

Tomigusuku City

おくやみハンドブック



ご遺族の方へ

大切なご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

豊見城市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続き につきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。 このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

豊見城市役所

事前準備について

豊見城市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。 まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、豊見城市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、ご持参の上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ※写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など計2点
- □ 認印 (※相続人代表及び喪主)
- □ 預貯金通帳、銀行届出印 (※相続人代表及び喪主、年金請求者)
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳及び年金証書)
- □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - •葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(火葬使用料領収書、会葬礼状など)
- □ 介護保険被保険者証
- □ 医療福祉費受給者証(マル福)
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、 医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

| 3 ケロ | ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 | 届出・手続き ○死亡届など (*1) ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (30 ページ参照) | 税金 |
|---------|-----------------------------|--|--|
| ヶ月以内 | ○納骨 | ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 _ | — (31 ページ参照) |
| 4ヶ月以内 | | | ○所得税の準確定申告 (32 ページ参照) |
| 10ヶ月以内 | | ○遺産分割協議 (31 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など | ○相続税の申告 (32 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請 |
| 1年以内 | ○一周忌 | ○遺留分侵害額請求 | |

(※1) 民間の保険会社などにて死亡診断書の写しが必要な場合がございますので、必ず死亡届の写しはご家族様でお取りください。

豊見城市で必要な手続きについては6ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

| 区分 | \checkmark | 該当事項 | 詳細ページ |
|------------|--------------|-------------------------------------|-------|
| 住民登録 | | マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた | P.6 |
| 登 録 | | 印鑑登録をしていた | F.0 |
| 保 | | 国民健康保険に加入していた | P.7 |
| 険 | | 後期高齢者医療保険に加入していた | P.9 |
| | | 国民年金に加入、または受給していた | P.11 |
| 年金 | | 厚生年金に加入、または受給していた | 1.11 |
| 金 | | 共済年金に加入、または受給していた | P.12 |
| | | 農業者年金を受給していた | 1.12 |
| | | 税金の納付が済んでいない | P.13 |
| 税金 | | 市民税・県民税が課税されていた | P.14 |
| 金 | | 固定資産(所有権移転登記が済んでいない)を持っていた | P.15 |
| | | 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた | P.16 |
| 介護保険 | | 65歳以上、または介護認定を受けていた | P.17 |
| 保 険 | | 保険料(普通徴収)が発生していた | 17.17 |

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

| 区分 | \checkmark | 該当事項 | 詳細ページ |
|---------|--------------|----------------------------------|--------|
| | | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた | |
| | | 障害児福祉手当を受給していた | P.18 |
| 福祉 | | 特別障害者手当を受給していた | |
| 位 (障がい) | | 特別児童扶養手当を受給していた | P.19 |
| 5) | | 自立支援医療受給者証を利用して通院していた | P.20 |
| | | 重度障害者医療費の助成を受けていた | F.20 |
| | | 障害福祉サービスを利用していた | P.21 |
| | | 児童手当を受給していた | - P.22 |
| 子ども | | 児童扶養手当を受給していた | 1.22 |
| C#7 | | こども医療費助成受給券を交付されてい | - P.23 |
| | | 母子及び父子家庭等医療費等助成金受給資格者証を交付されていた | 1.23 |
| 上水下道 | | 上下水道を使用していた | P.24 |
| その | | 市営住宅に住んでいた | P.25 |
| 他 | | 飼い犬の所有者だった | 1.23 |

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|-------------------------------------|
| 亡くなられた方がマイナンバーカードや個人番号通知カードまたは 住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは 廃止となります。不要となったときマイナンバーカードを返納して ください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカードや個人番号 | なし 手続き可能な人 |
| 通知カードを返納後、確認していただくことができなくなります。 すべてのお手続きが完了してからご返納いただくか、マイナンバーを控えておくことをお勧めします。 ※マイナンバーとは数字 12 桁の個人番号のことです。 ※住民基本台帳カードにはマイナンバーは記載されておりません。 | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方のマイナンバーカード 個人番号通知カード □ 亡くなられた方の住民基本台帳カード | 市民課(1F【1】) 公 098-850-0103 |

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証 (カード) の返納または破棄

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|-------------------------------|
| こくなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日 をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返納または破棄 | なし |
| してください。 | |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の印鑑登録証 (カード) | 市民課(1F【1】) 25 098-850-0103 |

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格喪失の届出

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|---------------------------------------|
| 被保険者が亡くなられた場合は、資格を喪失するために手続きが必要 です。 | 亡くなられた日から 14日以内 |
| とす。 ※世帯主が亡くなられた場合は、ご家族の保険証の切替が必要な場合 | 手続き可能な人 |
| もございます。 | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の国民健康保険被保険証 □ 亡くなられた方の限度額適用認定証(お持ちの方のみ) □ 亡くなられた方の特定疾病療養受領証(お持ちの方のみ) | 国民健康保険課 (1F【2】③) ☎ 098-850-0160 |

手続き ② 葬祭費の支給申請

| 手続き詳細 | 期限 | |
|---|---------------------------------------|--|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費 (20,000円) が支給されます。 | 葬祭を行った日の翌日から 2年間 | |
| | 手続き可能な人 | |
| | 葬祭を行った方 | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 | |
| □ 葬祭を行った方の口座が分かるもの□ 葬祭を行ったことを証明する書類(火葬使用料領収書など) | 国民健康保険課 (1F【2】③) 2 098-850-0160 | |
| MEMO | | |
| | | |
| | | |
| | | |

手続き③ 高額療養費の支給申請

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|---------------------------------------|
| 医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月(月の初めから終わりまで) で限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。支給の対象と | 診療月の翌月1日から2年間 |
| 思われる世帯には診療月の3~4か月後に、市役所から世帯主宛に通知 | 手続き可能な人 |
| いたします。 | 世帯主(世帯主が亡くなら れた場合は相続人) |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 医療機関発行の領収書 □ お知らせはがき □ 世帯主(世帯主が亡くなられた場合は相続人)の口座がわかるもの | 国民健康保険課 (1F【2】③) ☎ 098-850-0160 |

手続き 4 相続人代表者決定の届出 (三親等以内の親族)

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|---------------------------------------|
| 還付金や未納保険料について、相続人へ支給または納付していただき ます。 | _ |
| 5. 9° | 手続き可能な人 |
| | 三親等以内の親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 戸籍抄本または戸籍謄本 ※故人と相続人が同世帯の場合は不要 | 国民健康保険課 (1F【2】②) ☎ 098-850-0142 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失の届出

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|----------------------------------|
| 被保険者が亡くなられた場合は、資格を喪失するために手続きが必要 | 亡くなられた日から14日以内 |
| です。 | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証 □ 亡くなられた方の限度額適用認定証(お持ちの方のみ) | 国民健康保険課(1F【2】⑤) 27 098-850-0160 |
| □ 亡くなられた方の特定疾病療養受領証(お持ちの方のみ) | |

手続き② 葬祭費の支給申請

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|---------------------------------|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。 | 葬祭を行った日の翌日から 2年間 |
| | 手続き可能な人 |
| | 葬祭を行った方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 葬祭を行った方の口座がわかるもの□ 葬祭を行ったことを証明する書類 (火葬費の領収書など) | 国民健康保険課(1F[2]⑤) 2 098-850-0160 |

手続き③ 相続人代表者決定の届出(三親等以内の親族)

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---------------------------------|
| 還付金や未納保険料について、相続人へ支給または納付していただき ます。 | _ |
| δ. y ₀ | 手続き可能な人 |
| | 三親等以内の親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 戸籍抄本または戸籍謄本 ※故人と相続人が同世帯の場合は不要 | 国民健康保険課(1F【2】⑤) 2 098-850-0160 |
| | |

手続き4 高額療養費の口座変更

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|--------------------------------|
| 被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合に相続人へ支給します。 | 2年間以内 |
| てさなくなりに物は代、文和しより。 | 手続き可能な人 |
| | 相続人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 預金通帳など (相続人のもの) | 国民健康保険課(1F【2】⑤) ☎ 098-850-0160 |

手続き 5 送付先変更の手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に、保険料の未納または還 | 約2週間以内 |
| 付に関するお手紙を送付する場合があります。 | 手続き可能な人 |
| | 三親等以内の親族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □相続人の本人確認書類 | 国民健康保険課(1F【2】⑤) 2 098-850-0160 |

…… 保険証の参考画像

国民健康保険被保険証



後期高齢者医療保険証



3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|-----------------------|
| 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類、窓口が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 | _ |
| ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、 | 手続き可能な人 |
| 家婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせくだ さい。 | で遺族 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| │ │ □ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの | 市民課(1F【2】①) |
| | 8 098-850-0139 |
| | |
| | |
| | |
| | |

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|--|
| 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものをご準備の上、事前にお問い合わせ | _ |
| ください。 | 手続き可能な人 |
| ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。 | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの | ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-4890 那覇年金事務所 ☎ 098-855-1111 (自動音声①→②) |

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|-----------------------|
| 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族 の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方 | _ |
| の状況にようて必要な手続きで提出言類が異なりより。これなられた方 などの基礎年金番号の分かるものをご準備の上、事前にお問い合わせ | 手続き可能な人 |
| ください。 | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの | 各共済組合 |
| | 那覇年金事務所 |
| | 2 098-855-1111 |
| | (自動音声①→②) |
| | |

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

| 于祝さ詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを 経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出して | 10 日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍 抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 | 農業委員会事務局 (3F) な 098-850-5339 または農協 |
| MEMO | |
| ••••••••••••••••••••••••••••••••••• | • |

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き 1 納付に係る手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|--------------------------------|
| 亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が 亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、 既に届いている納税通知書により納付をしてください。 | 納税通知書に記載の納付 期限まで |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 納税通知書 | 納税課(1 F【4】①) ☎ 098-850-0242 |

手続き② 口座振替停止の手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)制度を利用されていた | なし |
| 場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 | 手続き可能な人 |
| | 相続人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 納税課(1 F【4】①) ☎ 098-850-0242 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|------------------------------|
| 亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。 | 相当な期間(概ね3ヶ月) 手続き可能な人 どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 税務課(1F【3】) 公 098-850-0245 |
| MEMO | |
| | |
| | |

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

手続き 相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書の提出

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|--|
| 固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に 代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続 人の中から指定または変更をする届出になります。 ※市外に資産をお持ちの方は、当該市町村にて別途手続きが必要と なります。 | 相続が発生した年内 |
| ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きが 必要になります。 | 手続き可能な人 相続人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 | 税務課(1F【3】) な 098-850-0245 管轄の法務局 |
| 遺言書の写しなど | 那覇地方支局 公 098-854-7950 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|------------------------------|
| 亡くなられた方の名義の車両 (ナンバープレート) を相続しない場合、 必ず廃車 (ナンバープレートの返納) の手続きをしてください。 | 亡くなられた日から 15日以内 |
| 必要なもの | 手続き可能な人 |
| □ ナンバープレート | どなたでも可 |
| │ □ 標識交付証明書 | 問い合わせ先 |
| □ 手続きを行う方の本人確認書類 | 税務課(1F【3】) 公 098-850-0245 |

手続き ② 名義変更の手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|------------------------------|
| 亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 | 亡くなられた日から 15日以内 |
| 必要なもの | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| │ □ 手続きを行う方の本人確認書類 | 問い合わせ先 |
| │ □ 自賠責保険証明書 │ │ | 税務課(1F【3】) ☎ 098-850-0245 |
| | |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 喪失届の提出及び証書の返却または破棄

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|------------------------|
| 介護保険喪失の届出の提出が必要となります。その際に介護保険被保険 者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または | なし |
| 有証、月暖休保負担前口証、月暖休保負担限度銀恥た証を返却るたね 破棄してください。 | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 介護保険被保険者証 | 障がい長寿課 (2 F 【9】①) |
| □ 介護保険負担割合証 | 23 098-856-4292 |
| □ 介護保険負担限度額認定証 | |

保険料(普通徴収)が発生していた

手続き 相続人による請求書兼口座振込依頼書の提出

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|---|
| 後日、沖縄県介護保険広域連合より亡くなられた方の生前のご住所に、 保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。 ※同封の返信用封筒にて返送・お手続きをお願いします。 | 還付請求できる期間が限られていますので、通知が届きましたら、なるべく早めのお手続きをお願いします。 |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 登記事項証明書 ※成年後見人が請求者となる場合のみ | 沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎ 098-911-7503 |

保険証の参考画像



介護保険被保険者証

6. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き手帳の返還

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|-----------------------------------|
| 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または | なし |
| 療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳 | 障がい長寿課 (2F【9】③) な 098-850-5320 |

障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|-----------------------------------|
| 亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって 受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが 必要です。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 死亡診断書の写しまたは戸籍謄本 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの | 障がい長寿課 (2F【9】③) な 098-850-5320 |

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|-------------------------------------|
| 亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって | 死亡日から14日以内 |
| 受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが 必要です。 | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 死亡診断書の写しまたは戸籍謄本 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの | 障がい長寿課 (2 F 【9】③) ☎ 098-850-5320 |

6. 福祉(障がい)に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還 (未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出、 受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|----------------------------------|
| 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡 月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求と なり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 □ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し □ 印鑑 | こども応援課(2F【7】①) ☎ 098-850-6775 |

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還

(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|----------------------------------|
| 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月 をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが | 死亡日から14日以内 |
| ※ 必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の | 手続き可能な人 |
| 手続きとなります。 | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 特別児童扶養手当証書 □ 印鑑 | こども応援課(2F【7】①) ☎ 098-850-6775 |

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療) の返還

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|----------------------------------|
| 亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日 をもって使用不可となります。 | 速やかに |
| 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却して | |
| ください。 | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療) | 障がい長寿課(2F【9】③) な 098-850-5320 |

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き

重度心身障害者医療費助成受給資格者証の返却及び、資格喪失届、 相続人指定届、口座振替(銀行振込)の手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|--------------------------------|
| 亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、 死亡日をもって受給資格が喪失となります。未申請分の医療費領収書 があれば申請の手続きが必要です。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | |
| □ 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給資格者証□ 未請求分の医療費領収書□ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの□ 死亡診断書の写しまたは戸籍謄本 | 障がい長寿課(2F【9】③) ☎ 098-850-5320 |

6. 福祉 (障がい) に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|----------------------------------|
| 亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって 障害福祉サービス受給者証の返却となります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | どなたでも可 |
| | |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証 | 障がい長寿課(2F【9】③) な 098-850-5320 |
| MEMO | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|-------------------------------------|
| 児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者 の変更につき、手続きが必要となります。 | 原則、受給者が亡くなられた 日の翌日から数えて15日 以内 |
| 必要なもの | 手続き可能な人 |
| 【受給予定者の場合】 □ 健康保険証 | 受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方 |
| □ 金融機関の通帳またはキャッシュカード | 問い合わせ先 |
| □ 本人確認書類 【お子様の場合】 | こども応援課(2F【7】①) ☎ 098-850-6775 |
| □ お子様名義の通帳またはキャッシュカード | |
| □の丁稼石我の通収またはキャックエカード | |

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

| 手続き詳細 | 期限 |
|---|----------------------------------|
| 受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。 | 死亡日から 14 日以内 |
| 1/2200 | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 手続きを行う方の本人確認書類 □ 手続きを行う方の印鑑 | こども応援課(2F【7】①) ☎ 098-850-6775 |

7. 子どもに関する手続き

こども医療費助成受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|-------------------------|
| こども医療費助成受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、 その児童の受給券資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納 | なし |
| または破棄してください。 | 手続き可能な人 |
| SVCISIAZICO C VICCO II | 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 |
| | 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 児童のこども医療費助成受給資格者証 | こども応援課 (2F【7】①) |
| □ 手続きを行う方の本人確認書類 | 1 098-850-6775 |
| | |
| | |
| | |

母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、喪失届提出の手続き

| 一手続さ詳細 | 期 限 |
|--|----------------------------------|
| 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証を交付していた方が 亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となります | なし |
| してなられた場合、その支給負格有証は死し口をもつて大効となります。 ので、返納または破棄してください。 | 手続き可能な人 |
| | 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 |
| | 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方の母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 □ 手続きを行う方の本人確認書類 | こども応援課(2F【7】①) ☎ 098-850-6775 |

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 1 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|--------------------------------|
| 亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要と なります。 | 死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください |
| | 手続き可能な人 |
| | 親族または同居者が 望ましい |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| なし | 上下水道部総務課(3F) ☎ 098-850-0026 |

手続き② 振込口座変更または廃止手続き

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|--------------------------------|
| 亡くなられた方が振替口座の名義人の場合、振替口座の変更または廃止 手続きが必要となります。 | 死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください |
| | 手続き可能な人 |
| | 新名義人本人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 来所される方の身分証明書 □ キャッシュカード (廃止の場合はなし) | 上下水道部総務課(3F) 2 098-850-0026 |

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 糸豊環境美化センターへのごみの搬入

| 手続き詳細 | 期限 |
|--|---|
| 糸豊環境美化センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所(住所)の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、糸豊環境美化センターの計量所職員に提示してください。 ※一部糸豊環境美化センターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所(住所)が糸満市・豊見城市外の場合は、搬入できません。 ※市職員で現場確認する場合があります。 | なし 手続き可能な人 基本的に親族の方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税 の納税証明書など) | 糸豊環境美化センター ☎ 098-997-3078 ※搬入前に事前連絡をお願い します。 |

亡くなった方が飼い犬の所有者だった

手続き 登録事項変更などの届出

| 一手続き詳細 | 期 限 |
|--|-----------------------|
| 亡くなった方が飼い犬の所有者だった場合、新たに飼う方は登録事項 変更などの届出が必要です。 | 30日以内 |
| ※新たに飼う方が市外で飼う場合は、新たな所在地である自治体で 手続きをする必要があります。 | |
| | 手続き可能な人 |
| | 新たに飼い犬の所有者と なる方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| □ 犬の鑑札 | 生活環境課 |
| | 2 098-850-5520 |
| | |
| | |

| MEMO |
|------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きが あります。一般的な手続きについて記載します。

| 項目 | 期日 | 備考 |
|-----------------------|-------|--|
| 死亡退職届の提出 | | 故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。 |
| 身分証明書 (社員証など) の 返却 | キャシー | 健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を 受けていたものを返却してください。 |
| 国民健康保険などへの加入 | 速やかに | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 |
| 最終給与、退職金などの請求 | | 預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接で確認 ください。 |
| 埋葬料の請求 | 2 年以内 | 協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 |
| 遺族厚生年金の請求 | 5 年以内 | 【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、また は基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書の写 し、所得の証明書など(※)、世帯全員の住民票の写し (※)、振込先口座番号 【手続き先】 最寄りの年金事務所(那覇年金事務所) ☎098-855-1111(自動音声①→②) (※)については、マイナンバーを記入することで添 付省略が可能です。他個別に必要になる書類などが あるので、詳しくは最寄りの年金事務所へご確認く ださい。 |

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

| 項目 | 期日 | 備考 |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 個人事業者の死亡届出書 | 速やかに | |
| 事業廃止届出書 | <u></u> | |
| 個人事業の 開業・廃業など届出書 | 1 4 日以中 | 税務署に提出します。 |
| 給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書 | 1ヶ月以内 | 那覇税務署 ☎ 098-867-3101 |
| 所得税の青色申告の 取りやめ届出書 | 青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで | |

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

| 該当事項 | \checkmark | 主な手続き | 問い合わせ先 |
|---|--------------|--|---------------------------------------|
| 運転免許証 | | 返納手続き | 沖縄県警察 運転免許センター ☎ 098-851-1000 |
| 軽自動車を所有していた | | - 名義変更・廃車など | 軽自動車検査協会 沖縄県事務所 ☎ 050-3816-3126 |
| 軽二輪・小型二輪を所有していた | | | 沖縄県総合事務局 陸運事務所 ☎ 050-5540-2091 |
| 恩給を受給していた | | 総務省恩給相談室へ お問い合わせください。 | 総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400 |
| 次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証 | | 故人の住所地を管轄する 健康福祉センター (保健 所) へお問い合わせくだ さい。 | 沖縄県南部保健所 地域保健班 ☎ 098-889-6945 |
| 被爆者健康手帳を持っている | | | |
| 預貯金口座など | | 口座凍結解除の手続き | 各金融機関 |
| 生命保険など | | 死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など | 加入していた生命保険会社 または代理店 |
| 損害保険など | | 名義変更、解約など | 加入していた損害保険会社 または代理店 |

| 該当事項 | $\overline{\mathbf{V}}$ | 主な手続き | 問い合わせ先 |
|---|-------------------------|----------------------------|--|
| 国税 | | 相続税の手続き 所得税・消費税申告など | 北那覇税務署内 沖縄国税事務所 業務センター ☎ 098-867-3101 |
| 不動産登記 | | 土地・家屋等の所有者 移転 (相続) 登記など | 那覇地方法務局 (本局) |
| クレジットカード | | 解約 | |
| 固定電話、携帯電話 | | 契約継承、解約 | |
| インターネット | | | 各契約会社 |
| 電気・ガス | | 夕美亦 西 - 柳奶 | |
| ケーブルテレビ | | 名義変更、解約 | |
| NHK 受信料 | | | ☎ 0120-15-1515 |
| ※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。 MEMO | | | |
| | | | |
| | | | |

| 相続に関する手続きチェックリスト | | | | | | | |
|------------------|-----------|------|--|--|--|--|--|
| V | 項目 | 期日 | 備考 | | | | |
| | 相続人の調査・確定 | | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 | | | | |
| | 遺言書の探索 | | 自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。 | | | | |
| | 遺言書の検認 | 速やかに | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。 | | | | |
| | 相続財産の調査 | | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 | | | | |

共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 遺産分割協議 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。

> 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述 が必要となります。申述書の作成など必要な対応 があるため、家庭裁判所にご確認ください。

3ヶ月以内

相続放棄・限定承認

| | 所得税の準確定申告 | 4ヶ月以内 | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 |
|-------------------|-----------|----------|--|
| | 相続税の申告・納付 | 10ヶ月以内 | 各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 |
| | | | |
| ••••• | | ······ N | MEMO |
| •••••• | | | |
| ••••• | | | |
| •••••• | | | |
| ••••• | | | |
| ••••• | | | |
| • • • • • • • • • | | ••••• | |
| ••••• | | ••••• | |
| ••••• | | ••••• | |
| ••••• | | •••••• | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

目

項

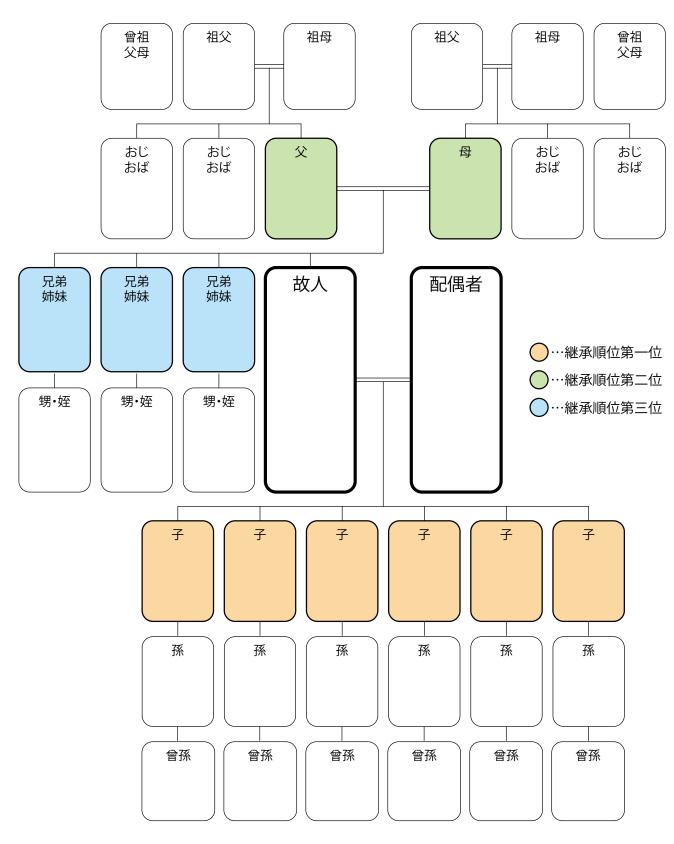
 \checkmark

期

日

備

考



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

| | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
|-----------------|---------------|----------------------|--------------|----------------|
| 不動産 | | | | |
| 産 | | | | |
| | | | | |
| | 金融機関名 | 支店名 | 金額 | 備考 |
| 預 貯 金 | | | | |
| 立立 | | | | |
| _ | 名 称 | 内容 | 保管場所等 | 備考 |
| その他 | | | | |
| その他の資産 | | | | |
| 産 | | | | |
| 借入 | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| 借入金・ローン | | | | |
| ローン | | | | |
| | ᄱᄱᄼᆡ | 75-45 | ₩ I | /++ + / |
| 帝 保 | 保険会社 | 種類•内容 | 受取人 | 備考 |
| (金) | | | | |
| · 損 | | | | |
| 一一次•損害保险 | | | | |
| 生命保険•損害保険 | 基礎年金番号 | 種 類 | 受給金額 | 備考 |
| | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| 吹·損害保険 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| 公的年金 | 基礎年金番号 名 称 | 種 類 種 類 番号·記号等 | 受給金額 受給金額 | 備考備考 |
| 公的年金 | | | | |
| 公的年金 | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 個人年金·企業年金 | | | | |
| 公的年金 | | | | |

法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。所有者が亡くなったのに相続登記が されないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、災害の復興事業や取引を進められないといった 問題が起きています。

そこで、所有者不明十地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続十地国庫帰属制度など、 様々な制度がスタートします。

詳しくは法務局ホームページを御覧いただくか、お近くの法務局にお問い合わせください。

法務局のホームページ: 法務局 相続登記義務化



お問い合わせ先:那覇地方法務局不動産登記部門

☎ 098-854-7950 (代表)



相続手続きが断然ラクになります!

法務局には、相続手続きをする人たちを応援する「法定相続情報証明制度」があります。

「法定相続情報証明制度」とは、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

相続登記申請はもちろん、預貯金の払戻し、税務署での相続税の申告など様々な相続手続きで ご利用いただけるなど、知っておくとメリットの多いこの制度、ぜひ利用してみませんか。 手数料は無料です。

詳しくは法務局ホームページを御覧いただくか、お近くの法務局にお問い合わせください。

法務局のホームページ:

法務局 法定相続情報



お問い合わせ先:那覇地方法務局不動産登記部門

☎ 098-854-7950 (代表)



法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

法定相続情報証明制度

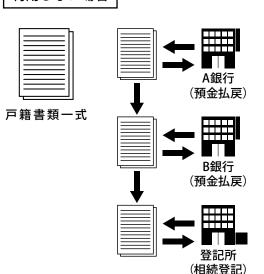
平成29年5月29日から、全国の登記所 (法務局) において、 各種相続手続きに利用することができる 「法定相続情報証明制度」 がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

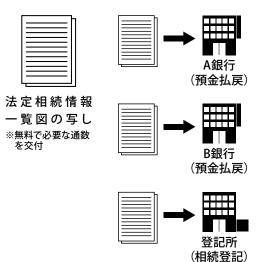
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2) 弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

電話番号

委任状

代理人 住所 (方書·部屋番) 氏名 生年月日 上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。 記 「委任事項〕 令和 年 月 日 委任者 住所 (方書·部屋番) 氏名 年 月 日生 生年月日

(宛先)豊見城市長

- ※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。 (例)〇山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず記載してください。
- ※委任者本人が必ず署名してください。

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。広告主及び広告内容を豊見城市が推奨するものでは ありません。広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。



発 行 豊見城市 編集/制作 株式会社鎌倉新書 発 行 年 2022 年 11 月 本冊子に対するアンケートを募集しております。 下記リンクの入力もしくは QR コードを読み込み で回答をお願いいたします。頂いたご意見は、 今度の冊子作成の参考にさせて頂きます。 https://logoform.jp/form/MfJx/120805

